

府道大山崎大枝線改築工事（京都府長岡京市今里蓮ヶ系地内から同市井ノ内頭本地内まで）に関する事業認定理由

平成20年11月25日付けで京都府から申請のあった府道大山崎大枝線改築工事（京都府長岡京今里蓮ヶ系地内から同市井ノ内頭本地内まで）について、事業の認定をした理由は、以下のとおりである。

1 土地収用法（以下「法」という。）第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、京都府長岡京市今里蓮ヶ系地内から同市井ノ内頭本地内までの延長642mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「府道大山崎大枝線改築工事」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第3号に規定する都道府県道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

府道大山崎大枝線（以下「本路線」という。）は道路法第7条の規定により京都府知事が府道に認定した路線であり、同法15条の規定により京都府が道路管理者となることなどから、起業者である京都府は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

本路線は、京都府乙訓郡大山崎町字大山崎地内の府道下植野大山崎

線との交差点を起点とし、長岡京市を經由して、京都市西京区大枝沓掛町地内の一般国道9号との交差点を終点とする延長約11kmの路線で、京都府南部地域と京都府中北部地域を南北方向に結ぶ広域道路ネットワークの一部を形成する主要幹線道路である。

しかしながら、本件区間は、自動車交通量が多いにもかかわらず、最小道路幅員が5.5mと狭小な2車線道路であることから交通容量が不足しており、主要幹線道路として著しく機能が低下しており、安全かつ円滑な交通が阻害されている。

平成17年度道路交通センサスによると、本件区間の交通量は、長岡京市井ノ内広海道地内において、14,895台／日であり、平成17年10月に起業者が現地調査を行い算定した混雑度は、1.54となっている。

また、本件区間の一部区間については小学校の通学路に指定され、近隣には福祉施設があるにもかかわらず、歩車道の区別のない混合交通であり、安全な通行が確保されていない状況にある。

本件事業の完成により、本件区間は2車線から4車線に拡幅されるなど十分な交通容量が確保され、交通混雑の緩和が図られ、安全かつ円滑な交通の確保に寄与することとなる。

また、自転車歩行者道の整備により歩行者の安全な通行が確保され、本路線の主要幹線道路としての機能の向上が図られることとなる。

なお、本件事業が生活環境に及ぼす影響については、本件事業は環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が任意で騒音、振動及び大気汚染に関して環境への影響について検討を行った結果、環境基準等を満たすものと評価されている。

したがって、本件事業の完成により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

文献調査等によると、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）により、起業者が保護のため特別

の措置を講ずべき動植物は見受けられない。

また、本件区間内の全ての土地が、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地となっているが、起業者は順次発掘調査を行っており、今後も、京都府教育委員会との協議により記録保存等の適切な措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、現道の交通混雑の緩和を主な目的として、道路構造令（昭和45年政令第320号）第4種第1級の規格に基づき、現道拡幅方式により4車線の道路を整備する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、昭和42年8月19日に決定され、平成19年3月30日に変更決定された都市計画と基本的内容は整合しているものである。

したがって、本件事業の事業計画は、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、本路線は主要幹線道路であるにもかかわらず、慢性的な交通混雑が発生していることから、できるだけ早期に安全かつ円滑な交通を確保する必要があると認められる。

また、沿線自治体である長岡京市から本件事業の早期完成に関する要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認めら

れる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

以上の理由により、本件事業について、法第20条の規定に基づき事業の認定をするものである。